
平成30年12月補正予算の概要

【平成30年郡山市議会12月定例会提出議案概要】



(写真：桃見台小学校放課後児童クラブの元気な子どもたち)



郡 山 市
平成30年11月26日
(2018年)

《 目 次 》

1	平成30年12月定例会提出議案の概要	
(1)	提出議案の内容	1
(2)	補正予算案	1
(3)	補正予算の主な内容	1
2	平成30年12月補正予算の主な事業	2
3	補正予算案の詳細	
(1)	会計別補正予算	5
(2)	一般会計歳出予算性質別内訳	5
4	平成30年郡山市議会12月定例会提出議案	6
5	議案ピックアップ	10

【注意】それぞれの事業のタイトル部に表記されている財源区分の「単独」・「補助」の別について
単独…市の一般財源のみで実施する事業
補助…国・県等の補助金や起債等を財源に実施する事業
※補助の区分における割合の表記は、補助割合または起債に充てられる率を指します。
また、補助の対象となる経費は、国等が定めた基準により異なる等の理由により、予算額の欄に記載してある額に補助率をかけた額と実際の予算額が一致しない場合があります。

1 平成30年12月定例会提出議案の概要

(1) 提出議案の内容

- 予算議案 16件(一般会計、国民健康保険、後期高齢者医療ほか)
- 条例議案 6件(郡山市税条例の一部を改正する条例ほか)
- その他議案 34件(郡山市男女共同参画センターの指定管理者の指定についてほか)

(2) 補正予算案

		対前年度12月比
一般会計	8億9,639万9千円	
累計	1,390億3,909万7千円	4.0%増
特別会計	△8,464万8千円	
累計	965億2,714万6千円	3.7%減
合計	8億1,175万1千円	
累計	2,355億6,624万3千円	0.7%増

(3) 補正予算案の主な内容

12月補正予算案は、懸案事項の早期解決のため、関係機関との調整に進捗が図られた事業などに係る経費のほか、新たな行政課題や市民生活と密接に関係する事業等に対応するための各種経費を計上しています。

また、事務事業の確定及び契約請差等不用額の減額や人件費の整理に伴う経費を計上しています。

◆一般会計

【歳入の主なもの】

市税、国庫支出金、県支出金、諸収入 など

【歳出の主なもの】

特定教育・保育施設等補助事業費、大規模盛土造成地マップ作成事業費、地域子ども教室事業費 など

◆特別会計

国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、伊賀河原土地地区画整理事業、徳定土地地区画整理事業、大町土地地区画整理事業 など

2 平成30年12月補正予算の主な事業

予算額
事業の財源 補助率等

〔拡〕 地域子ども教室を河内小・宮城小・御館小に開設 900万円

～地域子ども教室事業～ 財源区分：補助 国 定額

小学校児童を対象に、安全、安心な子どもの居場所を設け、有償ボランティア等による地域の参画を得て、児童の学習活動、体験活動、交流活動等の場を提供する地域子ども教室を開設します。

○補正内容 施設改修費、備品・消耗品購入費

河内小学校(定員30人) 河内ふれあいセンターを活用

宮城小学校(定員30人) 音楽室を活用

御館小学校(定員40人) 家庭科室を活用

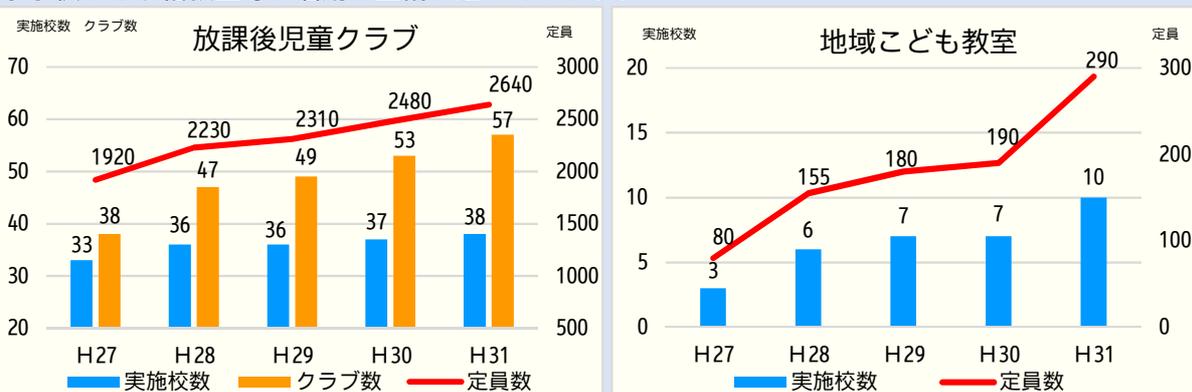
※平成31年4月利用開始予定

(地域子ども教室での
学習活動の様子)



放課後児童クラブ・地域子ども教室の整備状況

「郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン」に基づき、地域や学校との連携を図り、条件が整った小学校から余裕教室等を活用し整備を進めています。



(こども未来課)

〔新〕 保育所等の働き方改革を推進 1,050万円

～特定教育・保育施設等補助事業～ 財源区分：補助 下記のとおり

保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助し、保育士の業務負担軽減を図ります。

【対象施設】 市内民間認可保育施設 14施設

【補助限度額】 1施設当たり 750千円(補助基準額 1,000千円)

【負担割合】 国：1/2、市：1/4、事業者：1/4

【導入業務例】

- 《保育業務》
- ・保育計画、記録
 - ・登降園管理
 - ・昼食、おやつ(アレルギー情報)
 - ・昼寝(午睡状況のチェック) など

- 《運営業務》
- ・給付費請求事務
 - ・シフト管理 など



(システム画面イメージ)

【業務負担が軽減される例】

○保育に関する計画・記録

- ・手書きで作成していた各期間(年・月・週・日)ごとの指導計画や保育日誌等が、システムにより関連する項目が自動的に入力される。

○登降園等の管理

- ・手作業で行っていた子どもの出欠状況の集計や延長保育料金の計算が、タッチパネル式の機器の導入により、登園・降園時間がシステムで管理され、出欠状況の集計や延長保育料金の計算が自動的に行われる。



(タブレットによる保育現場での操作)

(こども育成課)

新 保育中の事故防止対策を推進

459万円

～事故防止推進事業～

財源区分：補助 下記のとおり

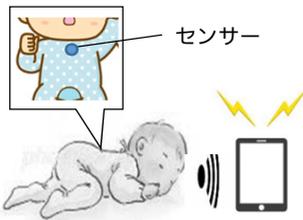
保育中の事故防止のための備品導入費用の一部を補助し、保育士業務を支援するとともに、安全安心な保育環境の確保を図ります。

- 【対象施設】 市内認可外保育施設 12施設
- 【補助限度額】 子ども1人当たり 22.5千円（補助基準額 30千円）
- 【負担割合】 国：1/2、市：1/4、事業者：1/4

(例) <無呼吸アラーム> <午睡チェック> <バウンサー>



無呼吸アラーム：呼吸の停止を感知した場合にアラーム音とランプにより警告



午睡チェック：乳幼児の身体の動きの回数の低下やうつぶせ寝状態になったことを感知した場合にアラーム音とランプにより警告



バウンサー：睡眠中も仰向けになり、顔が見えるため無資格者にも子どもの観察が容易なベビーチェア

備品の導入

(こども育成課)

拡 「ゼロ市債」により工事発注時期を平準化

(債務負担行為) 1億2,000万円

～道路維持管理事業・水路側溝整備事業・配給水施設等修繕事業～

財源区分：単独

新年度に予定している工事を現年度に前倒して発注し、公共工事が少ない4月から6月に着工することで、工事施工時期等の平準化を図るとともに、工事担当部門、工事契約部門、工事検査部門の業務の平準化も図ります。

ゼロ市債とは

「ゼロ市債」とは、新年度（平成31年度）に行う工事等に対して、あらかじめ債務負担行為を設定し、現年度中（平成30年度）に入札、契約を締結することにより、新年度早々の着工を可能にするものです。

現年度は事務手続きだけで支出はなく（支出はゼロ）、債務負担行為のみを設定することから、「ゼロ市債」と呼ばれています。

債務負担行為とは…複数年度にまたがる事業を実施する際に、契約締結により翌年度以降に発生する債務の負担を市議会の議決により設定する行為

○事業内容 道路維持補修工事、水路側溝整備工事（債務負担行為設定額：各5千万円）



道路維持補修工事イメージ



水路側溝整備工事イメージ

○事業内容 配給水施設等修繕[鉛給水管布設替]（債務負担行為設定額：2千万円）



布設替状況

布設替完了（仮舗装）



舗装復旧完了

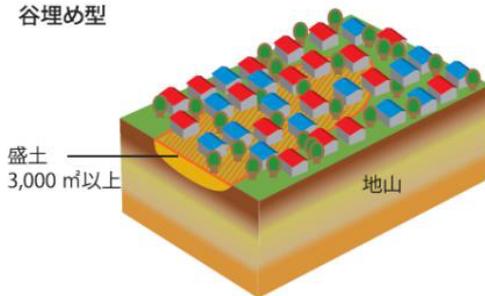
(道路維持課・上下水道局水道施設課)

阪神・淡路大震災や東日本大震災の時に、谷や斜面に盛土した造成地で地滑りや土砂の流出等による被害が発生しました。このため、「大規模盛土造成地マップ」を作成・公表し、市民の皆さんが宅地の状態に関心を持つことで、普段からの点検・管理を促し、防災意識の向上や防災対策の検討に役立てていただきます。

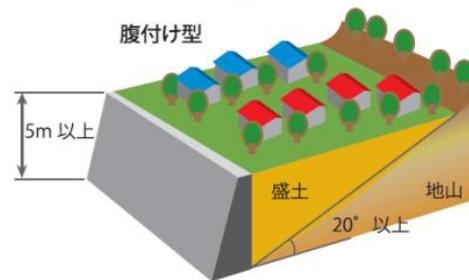


大規模盛土造成地とは・・・盛土造成地のうち、次の要件に該当するものを「大規模盛土造成地」と呼びます。

- 1) 谷埋め型大規模盛土造成地
盛土の面積が3,000㎡以上
谷埋め型



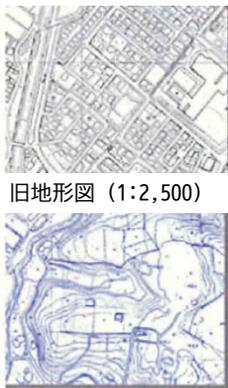
- 2) 腹付け型大規模盛土造成地
盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ、盛土の高さが5m以上



◆マップ作成の流れ

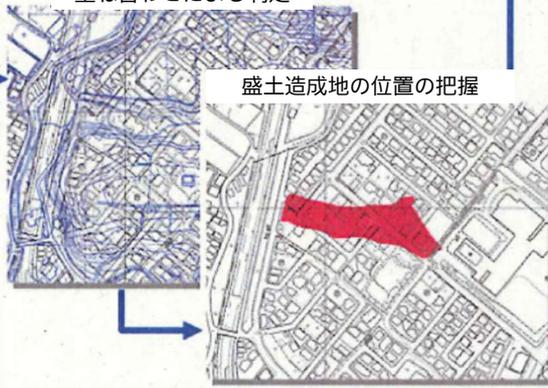
○基礎資料収集

造成前後の地形図、空中写真等を収集
現況地形図 (1:2,500)



○盛土造成地の位置と規模の把握

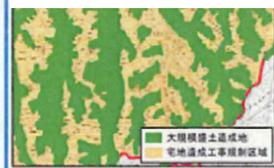
宅地造成前後の標高等を比較し盛土造成地の位置と規模を把握 ※約140箇所を調査予定
重ね合わせによる判定



○大規模盛土造成地の抽出

盛土造成地の位置及び規模を整理し大規模盛土造成地を抽出

○大規模盛土マップの作成



(開発建築指導課)

3 補正予算案の詳細

(1) 会計別補正予算

(単位：千円)

会計名	平成30年度			前年度12月 現計予算額	対前年度12月 増減率(%)	
	補正前の額	補正額	補正後の額			
一般会計	138,142,698	896,399	139,039,097	133,724,777	4.0	
特別会計	96,611,794	△ 84,648	96,527,146	100,199,233	△ 3.7	
うち	国民健康保険	30,686,208	5,264	30,691,472	36,619,958	△ 16.2
	後期高齢者医療	3,201,044	2,129	3,203,173	3,103,820	3.2
	介護保険	24,441,455	△ 5,701	24,435,754	23,643,955	3.3
	伊賀河原土地区画整理事業	643,427	△ 2,574	640,853	340,896	88.0
	徳定土地区画整理事業	800,311	△ 1,083	799,228	869,596	△ 8.1
	大町土地区画整理事業	330,026	△ 727	329,299	131,774	149.9
	駐車場事業	192,459	△ 353	192,106	228,739	△ 16.0
	総合地方卸売市場	1,069,031	△ 7,487	1,061,544	1,084,645	△ 2.1
	熱海温泉事業	525,881	歳出組替	525,881	490,830	7.1
	母子父子寡婦福祉資金貸付金	32,069	386	32,455	37,548	△ 13.6
	湖南簡易水道事業	230,196	2,231	232,427	206,667	12.5
	水道事業	12,435,037	△ 73,008	12,362,029	12,215,241	1.2
	工業用水道事業	88,213	債務負担行為	88,213	89,579	△ 1.5
	下水道事業	19,197,907	△ 945	19,196,962	17,861,334	7.5
農業集落排水事業	1,090,452	△ 2,780	1,087,672	1,081,929	0.5	
合計	234,754,492	811,751	235,566,243	233,924,010	0.7	

(2) 一般会計歳出予算性質別内訳

(単位：千円)

区分	平成30年度				前年度12月		対前年度 12月 増減率(%)	
	補正前の額	補正額	補正後の額	構成率(%)	現計 予算額	構成率(%)		
義務的経費	52,963,792	△ 80,074	52,883,718	38.1	52,371,694	39.2	1.0	
人件費	16,132,758	△ 173,918	15,958,840	11.5	15,974,269	12.0	△ 0.1	
扶助費	27,262,502	68,735	27,331,237	19.7	26,595,732	19.9	2.8	
公債費	9,568,532	25,109	9,593,641	6.9	9,801,693	7.3	△ 2.1	
投資的経費	25,957,110	△ 38,218	25,918,892	18.6	27,514,924	20.6	△ 5.8	
補助事業	3,967,836	△ 34,690	3,933,146	2.8	7,333,059	5.5	△ 46.4	
単独事業	3,147,615	△ 3,528	3,144,087	2.3	4,093,837	3.1	△ 23.2	
災害復旧事業	18,841,659	0	18,841,659	13.5	16,088,028	12.0	17.1	
その他の経費	59,221,796	1,014,691	60,236,487	43.3	53,838,159	40.2	11.9	
うち	維持補修費	2,194,966	1,903	2,196,869	1.6	2,644,178	2.0	△ 16.9
	予備費	298,242	3,159	301,401	0.2	282,283	0.2	6.8
合計	138,142,698	896,399	139,039,097	100.0	133,724,777	100.0	4.0	

4 平成30年郡山市議会12月定例会提出議案

(1) 予算議案 16件

- ・ 第202号 一般会計、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、土地区画整理事業（伊賀河原、徳定、大町）、駐車場事業、総合地方卸売市場、熱海温泉事業、母子父子寡婦福祉資金貸付金、湖南簡易水道事業、水道事業、工業用水道事業、下水道事業、農業集落排水事業
～第217号

(2) 条例議案 6件

- ・ 第218号 郡山市税条例の一部を改正する条例（資産税課）
地域再生法の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、規定を整備する。
施行期日等 公布の日
- ・ 第219号 郡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（こども育成課）
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。
施行期日等 公布の日
- ・ 第220号 郡山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（こども育成課）
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める。
施行期日等 平成31年4月1日
- ・ 第221号 郡山市母子生活支援施設条例を廃止する等の条例（こども支援課）
郡山市母子生活支援施設を廃止することに伴い、関係条例の廃止等を行う。
施行期日等 平成31年4月1日
- ・ 第222号 郡山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（介護保険課）
介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。
施行期日等 公布の日
- ・ 第223号 郡山市立公民館条例等の一部を改正する等の条例（生涯学習課、こども未来課、雇用政策課）
郡山市立清水台地域公民館の機能拡充に伴い、使用料を定めるとともに、関係条例の改正を行う。
施行期日等 平成31年4月1日

(3) その他の議案 34件

- ・ 第224号 郡山市男女共同参画センターの指定管理者の指定について（男女共同参画課）
郡山市男女共同参画センターの指定管理者を指定する。
- ・ 第225号 郡山市総合福祉センター等の指定管理者の指定について（保健福祉総務課）
郡山市総合福祉センター等の指定管理者を指定する。
- ・ 第226号 郡山市障害者福祉センター等の指定管理者の指定について（障がい福祉課）
郡山市障害者福祉センター等の指定管理者を指定する。
- ・ 第227号 郡山市更生園等の指定管理者の指定について（障がい福祉課）
郡山市更生園等の指定管理者を指定する。

- 第228号 郡山市高齢者文化休養センター逢瀬荘等の指定管理者の指定について
(健康長寿課)
郡山市高齢者文化休養センター逢瀬荘等の指定管理者を指定する。
- 第229号 郡山市田村地域交流センターの指定管理者の指定について (健康長寿課)
郡山市田村地域交流センターの指定管理者を指定する。
- 第230号 サニー・ランド湖南等の指定管理者の指定について (健康長寿課)
サニー・ランド湖南等の指定管理者を指定する。
- 第231号 郡山市東部地域子育て支援センター等の指定管理者の指定について
(こども支援課)
郡山市東部地域子育て支援センター等の指定管理者を指定する。
- 第232号 郡山市西部地域子育て支援センター等の指定管理者の指定について
(こども支援課)
郡山市西部地域子育て支援センター等の指定管理者を指定する。
- 第233号 郡山市労働福祉会館の指定管理者の指定について (雇用政策課)
郡山市労働福祉会館の指定管理者を指定する。
- 第234号 郡山市農村生活中核施設黒石荘の指定管理者の指定について (農業政策課)
郡山市農村生活中核施設黒石荘の指定管理者を指定する。
- 第235号 郡山市畜産振興センターの指定管理者の指定について (園芸畜産振興課)
郡山市畜産振興センターの指定管理者を指定する。
- 第236号 郡山市高篠山森林公園の指定管理者の指定について (林業振興課)
郡山市高篠山森林公園の指定管理者を指定する。
- 第237号 郡山ユラックス熱海等の指定管理者の指定について (観光課)
郡山ユラックス熱海等の指定管理者を指定する。
- 第238号 郡山カルチャーパーク等の指定管理者の指定について (公園緑地課)
郡山カルチャーパーク等の指定管理者を指定する。
- 第239号 郡山市青少年会館等の指定管理者の指定について (生涯学習課)
郡山市青少年会館等の指定管理者を指定する。
- 第240号 郡山市民文化センター等の指定管理者の指定について (文化振興課)
郡山市民文化センター等の指定管理者を指定する。
- 第241号 郡山市ふれあい科学館等の指定管理者の指定について (文化振興課)
郡山市ふれあい科学館等の指定管理者を指定する。
- 第242号 郡山市と須賀川市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について (政策開発課)
地方自治法第252条の2第1項の規定により、連携中枢都市圏形成に係る基本的な方針及び役割分担を定める協約の締結に関し協議する。
- 第243号 郡山市と田村市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について (政策開発課)
地方自治法第252条の2第1項の規定により、連携中枢都市圏形成に係る基本的な方針及び役割分担を定める協約の締結に関し協議する。

- 第244号 郡山市と本宮市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について（政策開発課）

地方自治法第252条の2第1項の規定により、連携中枢都市圏形成に係る基本的な方針及び役割分担を定める協約の締結に関し協議する。
- 第245号 郡山市と大玉村との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について（政策開発課）

地方自治法第252条の2第1項の規定により、連携中枢都市圏形成に係る基本的な方針及び役割分担を定める協約の締結に関し協議する。
- 第246号 郡山市と鏡石町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について（政策開発課）

地方自治法第252条の2第1項の規定により、連携中枢都市圏形成に係る基本的な方針及び役割分担を定める協約の締結に関し協議する。
- 第247号 郡山市と天栄村との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について（政策開発課）

地方自治法第252条の2第1項の規定により、連携中枢都市圏形成に係る基本的な方針及び役割分担を定める協約の締結に関し協議する。
- 第248号 郡山市と猪苗代町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について（政策開発課）

地方自治法第252条の2第1項の規定により、連携中枢都市圏形成に係る基本的な方針及び役割分担を定める協約の締結に関し協議する。
- 第249号 郡山市と石川町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について（政策開発課）

地方自治法第252条の2第1項の規定により、連携中枢都市圏形成に係る基本的な方針及び役割分担を定める協約の締結に関し協議する。
- 第250号 郡山市と玉川村との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について（政策開発課）

地方自治法第252条の2第1項の規定により、連携中枢都市圏形成に係る基本的な方針及び役割分担を定める協約の締結に関し協議する。
- 第251号 郡山市と平田村との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について（政策開発課）

地方自治法第252条の2第1項の規定により、連携中枢都市圏形成に係る基本的な方針及び役割分担を定める協約の締結に関し協議する。
- 第252号 郡山市と浅川町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について（政策開発課）

地方自治法第252条の2第1項の規定により、連携中枢都市圏形成に係る基本的な方針及び役割分担を定める協約の締結に関し協議する。
- 第253号 郡山市と古殿町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について（政策開発課）

地方自治法第252条の2第1項の規定により、連携中枢都市圏形成に係る基本的な方針及び役割分担を定める協約の締結に関し協議する。

- 第254号 郡山市と三春町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について（政策開発課）

地方自治法第252条の2第1項の規定により、連携中枢都市圏形成に係る基本的な方針及び役割分担を定める協約の締結に関し協議する。
- 第255号 郡山市と小野町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について（政策開発課）

地方自治法第252条の2第1項の規定により、連携中枢都市圏形成に係る基本的な方針及び役割分担を定める協約の締結に関し協議する。
- 第256号 福島県市町村総合事務組合規約の変更について（防災危機管理課）

事務局の設置及び職員等に係る規定を整備するため、福島県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議があったので、これに応じるための議決を求める。
- 第257号 専決処分の承認を求めることについて

 - 専決第26号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（道路維持課）

平成30年3月4日発生 安積町笹川地内 路面くぼみによる車両損害事故
施行期日等 平成30年10月22日
 - 専決第27号 平成30年度郡山市一般会計補正予算（第4号）（財政課）

平成30年度郡山市県中都市計画徳定土地地区画整理事業特別会計（第3号）（財政課）
施行期日等 平成30年10月31日

(4) 専決処分報告 1件

- 報告第22号 専決処分手項の報告について

 - 専決第28号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（道路維持課）

平成30年8月18日発生 白岩町地内 路面くぼみによる車両損害事故
施行期日等 平成30年11月5日
 - 専決第29号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（住宅課）

平成30年10月12日発生 喜久田町堀之内地内 公用車による車両損害事故
施行期日等 平成30年11月5日

議案ピックアップ (指定管理者の指定について)

現在の指定期間が平成30年度で満了となることから、来年度以降の更新又は新規指定に係る施設の指定管理者を指定します。

1 指定期間及び指定管理者制度導入施設数

2019年4月1日～2024年3月31日まで（5年間）

【指定管理者制度導入施設数】 62施設（更新：45施設 新規：17施設）

2 2019年度指定管理者制度導入施設 指定管理者候補者等一覧

No.	施設名	指定管理者候補者	施設所管課	議案提出課
1	男女共同参画センター	公益財団法人 郡山市文化・学び振興公社	男女共同参画課	男女共同参画課
2	福祉センター	社会福祉法人 郡山市社会福祉事業団	保健福祉総務課	保健福祉総務課
	中央老人福祉センター		健康長寿課	
	中央デイ・サービスセンター			
	富久山デイ・サービスセンター			
3	障害者福祉センター	社会福祉法人 郡山市社会福祉事業団	障がい福祉課	障がい福祉課
	緑豊園			
	花かつみ豊心園			
4	更生園	社会福祉法人 郡山市社会福祉事業団	障がい福祉課	障がい福祉課
	希望ヶ丘学園【新規】			
	希望ヶ丘児童センター		こども未来課	
5	高齢者文化休養センター逢瀬荘	社会福祉法人 郡山市社会福祉事業団	健康長寿課	健康長寿課
	老人福祉センター寿楽荘			
	西田地域交流センター			
	三穂田地域交流センター			
	中田地域交流センター			
	喜久田地域交流センター			
	日和田地域交流センター			
6	田村地域交流センター	郡山市田村地域交流センター管理運営組合	健康長寿課	健康長寿課
7	サニー・ランド湖南	社会福祉法人 郡山市社会福祉事業団	健康長寿課	健康長寿課
	湖南デイ・サービスセンター		農業政策課	
	サン・サン・グリーン湖南【新規】			
8	東部地域子育て支援センター【新規】	郡山市子ども子育て支援企業組合	こども支援課	こども支援課
	南部地域子育て支援センター【新規】			
9	西部地域子育て支援センター【新規】 (一時的保育)	太陽・プチママン 企業共同体	こども支援課 (こども育成課)	こども支援課
	北部地域子育て支援センター【新規】 (一時的保育)			

No.	施設名	指定管理者候補者	施設所管課	議案提出課
10	労働福祉会館	公益財団法人 郡山市文化・学び振興公社	雇用政策課	雇用政策課
11	農村生活中核施設黒石荘	郡山市農村生活中核施設 管理運営組合	農業政策課	農業政策課
12	畜産振興センター	公益財団法人 郡山市観光交流振興公社	園芸畜産振興課	園芸畜産振興課
13	高篠山森林公園	郡山市森林組合	林業振興課	林業振興課
14	郡山ユラックス熱海	ゼビオコーポレート 株式会社	観光課	観光課
	磐梯熱海スポーツパーク		スポーツ振興課	
	磐梯熱海アイスアリーナ			
15	郡山カルチャーパーク (屋内子どもの遊び場)	公益財団法人 郡山市観光交流振興公社	公園緑地課 (こども未来課)	公園緑地課
	21世紀記念公園		公園緑地課	
	麓山公園【新規】			
	八山田こども公園【新規】		こども未来課	
16	青少年会館	学校法人国際総合学園	生涯学習課	生涯学習課
	西部体育館		スポーツ振興課	
	西部第二体育館			
	西部庭球場			
	西部スポーツ広場			
	西部サッカー場			
	郡山相撲場			
	大槻公園 (子どもの遊び場)		公園緑地課 (こども未来課)	
少年湖畔の村【新規】	生涯学習課			
17	市民文化センター	公益財団法人 郡山市文化・学び振興公社	文化振興課	文化振興課
	開成館【新規】			
	文学資料館			
	久米正雄記念館			
18	ふれあい科学館	公益財団法人 郡山市文化・学び振興公社	文化振興課	文化振興課
	大安場史跡公園 (子どもの遊び場)		文化振興課 (こども未来課)	
	荒井中央公園【新規】		公園緑地課	
	平成記念郡山こどものもり公園【新規】			
	五百淵公園【新規】			
	野鳥の森学習館【新規】			

議案ピックアップ (連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について)

「こおりやま広域連携中枢都市圏」の形成を目指し、関係14市町村との連携協約の締結に向けた協議を進めます。

- ▼ 構成：4市7町4村（中心市：郡山市）
- ▼ 人口：約59万人（福島県の約3割）
- ▼ 面積：約2,968 km²（福島県の約2割）

- 福島県県中地方12市町村に、郡山市への通勤通学割合10%以上の3市町村を含めた15市町村によって圏域を設定

【構成市町村】

郡山市、須賀川市、田村市、本宮市、大玉村、鏡石町、天栄村、猪苗代町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町



連携協約の概要

圏域の中心市である郡山市と関係14市町村の協約締結に向け、地方自治法第252条の2による協議に関する議案を本市及び関係市町村それぞれが各市町村議会に提案します。

※総務省「連携中枢都市圏構想推進要綱」

都市宣言

(総務省要綱※)

- 中心市である郡山市が宣言。(本市9月定例会において宣言)

連携協約の締結

(地方自治法第252条の2)

- 中心市である郡山市と各市町村とが1対1で締結。(各市町村議会に議案提案)

都市圏ビジョンの策定

(総務省要綱※)

- 各市町村との調整を経て、郡山市が策定。(今年度中策定予定)

【12月定例会提出議案】

「郡山市と〇〇〇との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について」

○ 郡山市が関係14市町村とそれぞれ協議するための議案 (全14議案) (関係14市町村は各1議案)

連携協約に定める項目

I. 連携市町村の名称

本市及び協約を締結する連携市町村の名称

II. 連携の目的

連携中枢都市圏形成の目的として、活力ある地域経済の維持と住民が安心して快適な暮らしを営むことができる圏域の形成を目指すことを規定

III. 基本方針

連携して目的達成を目指す方針を規定

IV. 連携する取組等

総務省要綱に定める3つの役割「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」、「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」について規定

V. 協議等

費用分担や協議、協約の変更及び廃止等について規定

※ 連携協約の期間については、原則として定めのないものとされている。

(政策開発課)